



発熱や咳などの風邪症状、強いだるさ、味覚・嗅覚障害、下痢等がある場合  
・大学構内で発症した場合は、すみやかに帰宅する。(登校・出勤停止)

**直接大学に来ずに以下の対応を取る**

自宅療養 (登校・出勤停止)  
・1日2回検温し、「体調管理表」に記載する。  
・他の病気の可能性もあるため、強い症状がある場合はかかりつけ医に電話連絡した後受診する。又は下記へ問い合わせる

札幌市保健所 (救急安心センター札幌) 011-272-7119 (#7119)  
※札幌以外の方は地域の保健所に連絡し、相談する。

◆学生は【北星学園大学 新型コロナ感染症報告システム】に登録する。  
・授業欠席の有無に関わらず、コロナ報告システムに登録してください。  
・コロナ報告システムに登録した場合、原則翌日中に大学から確認の電話があるため、電話に出られるよう設定してください。  
・授業を欠席する場合は、学生本人が科目担当者に連絡してください。  
(コロナ報告システムの登録=欠席連絡ではありません)  
◆教職員は人事課 (011-891-2731) に電話連絡する。

北星学園大学  
新型コロナ感染症  
報告システム

**症状が軽快した場合**  
医療機関、保健所の指示を優先し、指示がない場合は、以下を目安に判断する。  
【登校・出勤の目安】  
①発症後少なくとも8日(※1)が経過している。  
②薬を飲まない状態で解熱後少なくとも72時間以上経過しており、発熱以外の咳・倦怠感・呼吸苦などの症状が改善傾向である。  
上記①②の両方を満たす場合、登校・出勤可能とする。  
上記期間の登校・出勤停止が困難な場合は、新型コロナウイルス検査を受け「陰性」を確認する。  
(※1): 発症日を0日として8日間

**新型コロナウイルスに罹患した場合**  
保健所の指示に従い治療する  
◆学 生～「登校停止」  
・【北星学園大学 新型コロナ感染症報告システム】に登録していない学生は登録する。  
・授業欠席の連絡は学生本人が科目担当者に行う。  
※コロナ報告システムの登録=欠席連絡ではありません  
◆教職員～「就業禁止」北星学園就業規則(66条第1項)  
・人事課に連絡していない場合は電話連絡する。  
(011-891-2731)

**登校・出勤開始**  
保健所の指示に従い、登校・出勤を開始する。  
登校開始時、医務室に経過を報告する。

登校・出勤可